

外出支援員が多胎児家庭（双子以上の子を養育する家庭）の
外出に同行し、保護者のお手伝いをします

多胎児家庭外出支援事業

のお知らせ

多胎児家庭（双子以上の子を
養育する家庭）が
行政・地域・医療機関等
とつながりやすく



双子を連れてのお出かけ、
1人では不安・・・

利用できる方

さいたま市に住民登録があり、1歳未満の多胎児を養育する家庭

援助内容

乳幼児健診や生活必需品の買い物等に出かける際に、外出支援員が同行し、保護者のお手伝いをします

【同行できるもの】

- ・多胎児の乳幼児健康診査や予防接種の受診
- ・多胎児の医療機関受診
- ・多胎児家庭を対象とした交流会等への参加
- ・生活必需品の買い物等

(注意)保護者同伴の外出時のサポートサービスのため、外出支援員がひとりでお子さんと外出することはできません

(注意)体調不良（感染症等）の方がいる場合は、サービスを提供することができません。



利用料金・利用方法等は裏面へ

■ さいたま市 子育て支援課 （受付時間：平日8:30～17:15）

TEL 048-829-1271 FAX 048-829-1960

利用料金等

1時間あたり500円

※以下の1から4の世帯に該当する方は、下記の料金で利用できます

- 1.生活保護を受給する世帯は、無料です
- 2.中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受給する世帯は、無料です
- 3.市町村民税が非課税の世帯は、1時間あたり250円です
- 4.ひとり親家庭等医療費を受給する世帯は、1時間あたり250円です

(注意)1から4の世帯に該当する方は、電子申請時に同意書をご提出してください

(注意)生活必需品の買い物、その他のサービス等をおこなう際の交通費(コインパーキング代、ガソリン代等)及び品物代等の実費が別途かかります

(注意)利用日時を変更(中止)する場合は、訪問日の直前の営業日の午後5時までに、外出支援員を派遣する事業者(事業所)にご連絡ください
連絡がないときは、キャンセル料として1,000円がかかります。

利用期間・利用回数

期間：多胎児が1歳になる前日まで

利用回数：15回まで(原則1日1回)

利用時間

午前9時から午後5時までの間で、1回1時間以上3時間以内です

(注意)日時については、調整の上決定します。ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください

利用方法・申込方法

さいたま市ホームページの多胎児家庭外出支援事業所一覧(PDF)から
各事業所の派遣可能地域をご確認の上、事業所へ直接、申し込みをしてください。



詳しくは

さいたま市ホームページをご確認ください。



市ホームページ

<https://www.city.saitama.lg.jp/003/001/011/p120391.html>

■ さいたま市 子育て支援課 (受付時間：平日8:30～17:15)

TEL 048-829-1271 FAX 048-829-1960